

石川県森林公園ホームページリニューアル業務
委託業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

石川県森林公園ホームページ(<http://www.shinrinpark-ishikawa.jp/>)について、公園のリニューアルに合わせてデザインを一新し、より「魅力的に」「見やすく」「わかりやすい」サイトとなるようリニューアルすることで、より多くの人に石川県森林公園の魅力をもっとPRし一層の集客を図る。

2 委託事業の概要

- (1) 名称: 石川県森林公園ホームページリニューアル業務
- (2) 業務内容: ①森林公園ホームページのリニューアル
②更新システム(CMS)の構築
③イラストマップの作成
④コンテンツ移行及びその後の運用・保守・管理についての支援
(詳細は「石川県森林公園ホームページリニューアル業務仕様書」のとおり)
- (3) 委託期間: 委託契約締結の日から令和5年3月31日(金)まで
- (4) 提案上限額: 1,600千円(消費税及び地方消費税を含む) ※保守・管理料を除く

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 石川県内に本社、支社または営業所を有する法人であること
- (2) 石川県競争入札参加者資格(物品の部)のうち分類番号 26(コンピュータ関連業務類)または 24(企画展示広告・映画・室内デザイン類)の登録があること
- (3) 過去5年間に本委託業務に類似する業務の委託を受け実施したことがあること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 公告日から契約締結の日までの期間において、石川県において指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又はこれらの手続中である者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団若しくはそれらの利益となり活動を行う者又は法第2号第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。

4 プロポーザル審査の手続等

(1) スケジュール

令和4年9月22日(木) : 公示

9月29日(木)午後5時 : 質問書の提出期限 ※1週間程度を目安に回答

10月7日(金)午後5時 : 参加申込書提出期限

10月14日(金)午後5時 : 提案書提出期限

10月下旬(予定): 審査、選定結果通知・公表、契約手続き

(2) 質問の受付及び回答

この実施要領及び業務委託仕様書に関する質問を次のとおり受け付け、回答する。なお、審査及び評価に関する質問は受け付けない。

- ①提出期限 令和4年9月29日(木) 午後5時まで
- ②提出方法 質問票(様式1)をメールにより提出し、送付後に必ず電話で受信確認を行うこと。
※口頭によるものは一切対応しない
- ③回答方法 回答は、メールにより質問者に通知する。実施要領及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、質問者を公表しない形で、随時、石川県のホームページ(公募情報の掲載ページ)にて閲覧に供する。

(3) 参加申込書等の提出

提案書を提出する意思がある場合は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

- ①提出期限 令和4年10月7日(金) 午後5時まで
- ②提出書類 下記書類を1部提出すること。
 - ア 参加申込書(様式2)
 - イ 類似業務受注実績調書(様式3)
 - ウ 会社の概要等(既存のパンフレット・ホームページのプリントアウト等で可)
- ③提出方法 持参または郵送のこと ※郵送の場合は提出期限までに到着するように送付すること。

(4) 提案書等の提出

- ①提出期限 令和4年10月14日(金) 午後5時まで
- ②提出書類 下記書類を10部提出すること。 ※社名あり2部、社名なし8部
 - ア 企画提案書【様式任意:A4横、横書き】
 - イ 提案見積書【様式任意:A4横】 ※保守・管理料を除く
- ③提案書に盛り込むべき内容
企画提案書には、少なくとも、次の事項を含むこと。
【サイト構成・デザイン】
 - ア 現在のHPのデザイン・構成・機能・セキュリティ等における問題点とその対応策(改善策)
 - イ サイトのコンセプト、全体構成(サイトマップ)
 - ウ トップページ及び各ページのデザイン案(スマホ版も)
※全てのページを作成する必要はない。主要ページについて作成すること
 - エ 新規に提案するあるいは加えるポイント
 - オ 検索性・ユーザビリティの向上に対する具体的取組
 - カ 各情報への閲覧者の誘導方法
 - キ 導入するCMSの概要、職員の操作性
 - ク SNS、YouTube 動画との親和性
 - ケ 色弱者への対応
【リニューアル支援】
 - ア データ移行の方法、受託者と職員の作業分担
 - イ 提供マニュアル、職員操作研修

【リニューアル後の運用・保守・管理方法】

- ア システムの安定性、セキュリティ対策の内容
- イ 障害発生時の対応方法
- ウ 運用支援
- エ 保守・管理の提案

※リニューアル後の1年間あたりの運用経費(保守・管理料)の参考見積を含む

【本業務に対する取組】

- ア 実施体制
- イ 業務スケジュール
- ウ 過去5年間に作成した類似業務の実績

④留意事項

- ア 企画提案書は、1事業者につき1提案とする。
- イ 提案書は、高度な専門知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい文章、表現を用いること。また、文字の大きさは12ポイント以上とすること
- ウ 見積金額は、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能は積み上げ方式すること。また、税抜き金額、消費税及び地方消費税、合計金額を明記すること。
- エ 記載の内容については、提案者が特定されるような表現、ロゴ等は使用しないこと
- オ 提出後における提案書の内容変更、差し替え又は再提出は認めない
- カ 本プロポーザルに係るデザインは、受託者を決定するために必要な要素として提案させるものであり、実際の成果品のデザインは、プロポーザルにおいて提案されたデザインを基に、発注者・受託者双方打ち合わせのうえ決定する
- キ 制作にあたり、委託者は、権利を保有する写真素材や原稿を受託者に提供し、受託者の業務遂行に協力する

⑤提出方法 持参または郵送のこと ※郵送の場合は提出期限までに到着するように送付すること。

(5)企画提案書等の審査

本実施要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、石川県森林公園ホームページリニューアル業務審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、書類による審査を行う。

①事前選定

・参加申込者が5社を超える場合は、審査に先立ち実績等による書類選考を行う。

②選定基準

- ・審査委員は、下記の評価項目に従い、提案書の審査を行い、最も優れた提案者を優先交渉権者として選定する。
- ・優先交渉権者に事故等があり、見積書の徴収が不可能となった場合は、次点の者を優先交渉権者とする。
- ・提案者が1者の場合、提案者の合計点が満点の6割に達したときは、契約の相手方として選定する。

【評価項目】

評価項目	記載すべき事項	配点
事業目的の理解度・ 企画自体	・業務目的に合致した提案であるか ・仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的な提案であるか ・サイトの価値を高めるための独自提案はあるか	15
デザイン・サイト構成	・魅力的で、わかりやすく、見やすいデザインであるか ・閲覧したい情報までのアクセスは良いか ・職員による容易な更新・情報発信が可能か	30
各種支援	・セキュリティ対策は万全か ・データ移行の方法やリニューアルへの支援は十分か ・リニューアル後の運用や保守管理への支援は十分か	20
業務遂行能力	・業務の遂行に必要なノウハウや実績を有しているか ・業務実施にあたり十分な実施体制を整えているか ・適切な実施スケジュールが提案されているか	15
経費	・企画内容と比較して経費の見積りは適切か ・ランニングコスト及びメンテナンスに配慮するための工夫がされているか	20
合計		100

③選考結果通知

選考結果通知については、本プロポーザルに参加した全ての者に対して通知するとともに、業務委託候補者を石川県ホームページに掲載する。

なお、審査内容及び各事業者の提案内容、見積額等については非公表とし、審査結果に対する質問、異議等は一切受け付けない。

6 契約の締結

審査の結果、選定された優先交渉権者と、契約内容及び見積金額に係る協議を行い(提案書の趣旨を逸脱しない範囲内内容変更等を含む。)協議が整い次第、速やかに見積りを徴収し、石川県財務規則に基づいて契約を締結する。

したがって、優先交渉権者の決定をもって提案書に記載された全内容を承認するものではない。

なお、優先交渉権者と契約が成立しない場合は、次点の者と契約の協議を行う。

7 失格事項

企画提案書等が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提出期限、提出場所又は提出方法に適合しない場合
- (2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 見積書の金額が契約上限金額を超過した場合

8 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる場合は、委託者と協議の上、業務の一部を再委託することができるものとする。この場合、事前に委託者に対して書面にて再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を報告しなければならない。

9 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出に要した経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの参加により、石川県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を石川県に無断で他に使用することはできない。
- (4) 提出された書類は、本事業以外の目的で公開・使用しないものとし、審査作業等に必要な範囲において複製することがある。
- (5) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。
- (6) 委託期間中に、業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (7) 採択された提案書の著作権は、石川県に帰属する。
- (8) 審査委員会の審査内容については開示しない。
- (9) 情報公開の請求に応じて、提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (10) 書類の作成に用いる言語、通貨、及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法(平成4年法律第51条)に定める単位に限る。
- (11) プロポーザルの参加申込後に提案を辞退する場合は、書面(様式は任意)により行うこと。
- (12) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

10 書類提出及び連絡先

石川県庁 観光戦略推進部観光企画課
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
電話:076-225-1133(直通) FAX:076-225-1129
メールアドレス:e200100@pref.ishikawa.lg.jp